

保護者 様

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症による出席停止の通知書

高南幼稚園

お子さんは、インフルエンザのため、学校保健安全法第 19 条の規定（保育所等においても準用することとされています）により、他の人に感染させる恐れのある期間は、出席停止とします。その期間の基準は次のとおりです。

<インフルエンザの出席停止期間の基準>
「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 3 日を経過するまで」

※ただし高南幼稚園独自の「発症してから1週間、月曜に発症した場合は翌月曜日から登園可能となります」を適用同等と考えます。不明な点がありましたら園までお問い合わせください。

インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症と診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登園するようにしてください。

また、登園にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザ等における療養報告書」を記入し園へ提出をお願いします。

..... キ リ ト リ セ ン

保護者が記入して園に提出

高南幼稚園 園長 様

インフルエンザ等における療養報告書

組 氏名 _____

- 1 診断を受けた医療機関： _____
- 2 診断日：令和 年 月 日（診断型：A型 B型 新型コロナ ※いずれかに○をつけてください。）
- 3 登園再開日：令和 年 月 日（ ）

（登園再開には次の出席停止期間の基準 1 と 2 の両方を満たす必要があります。）

※下表に、「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

出席停止期間の基準	
1	発熱等の症状が出た日（発症日）を 0 日とし、翌日から数えて 5 日を経過している。 ⇒ 発症日：令和 年 月 日
2	解熱した日を 0 日とし、翌日から数えて 3 日を経過している。 ⇒ 解熱した日：令和 年 月 日

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日 保護者氏名 _____ 印